

JAS  
1607

日本農林規格  
JAPANESE AGRICULTURAL  
STANDARD

有機飼料

Organic Feed

2005年 10月 27日 制定  
2024年 7月 1日 改正

農林水産省

## 目 次

	ページ
1 適用範囲 .....	1
2 引用規格 .....	1
3 用語及び定義 .....	1
4 有機飼料の生産の原則 .....	3
5 生産の方法 .....	3
5.1 原材料 .....	3
5.2 原材料の使用割合 .....	3
5.3 製造, 加工, 包装, 保管その他の工程に係る管理 .....	4
6 表示 .....	4
附属書 A (規定) 調製用等資材 .....	5
附属書 B (規定) 薬剤 .....	6

## まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、有機飼料の日本農林規格（令和4年9月22日農林水産省告示第1473号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

1607 : 2024

日本農林規格

JAS

1607 : 2024

## 有機飼料

Organic Feed

### 1 適用範囲

この規格は、有機飼料について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 1605** 有機農産物

**JAS 1606** 有機加工食品

**JAS 1608** 有機畜産物

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

#### 3.1

##### 有機飼料

**箇条 5** に従い生産された飼料であって、原材料 [5.1 f)~i)] のものを除く。] の重量に占める当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び有機飼料用農林産物を除く。）、乳（有機乳を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が 5% 以下であるもの

#### 3.2

##### 有機農産物

**JAS 1605** の箇条 5 に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）

#### 3.3

##### 有機畜産物

**JAS 1608** の箇条 5 に従い飼養された家畜若しくは家きん又は **JAS 1608** の箇条 5 に従いこれらから生産された畜産物

#### 3.4

##### 有機加工食品

**JAS 1606** の箇条 5 に従い生産された加工食品

#### 3.5

##### 有機乳

有機畜産物のうち乳

### 3.6

#### 化学的処理

次のいずれかに該当する処理

- a) 化学的手段（燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。
- b) 化学的手段によって得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。

### 3.7

#### 組換えDNA技術

酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術

### 3.8

#### 飼料添加物

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物

### 3.9

#### 同等国格付飼料

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下“法”という。）第12条第2項に規定する格付の制度に基づき当該格付の制度を有する国等において格付された飼料のうち、次の事項が記載され、政府機関その他これに準ずるものとして主務大臣が指定するものによって発行された証明書（法第12条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているもの

- a) 証明書を発行したものの名称及び住所
- b) 証明書の発行年月日
- c) 証明に係る飼料の種類及び量
- d) 当該飼料に係る生産行程管理者の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所
- e) 当該飼料について格付が行われたものである旨

### 3.10

#### 有機飼料用農林産物

飲食料品に供されない農林産物であって、その有機飼料を製造し、又は加工する者によって **JAS 1605** の箇条5に従い生産された農林産物

**注釈1** 多年生の牧草等を生産する場合は、**JAS 1605** の5.1.2 a)の“多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上”とあるのは、“多年生の牧草等にあってはその最初の収穫前2年以上”と読み替える。

### 3.11

#### 石灰石等

石灰石、貝化石、貝殻、ドロマイド、りん鉱石及びケイソウ土

### 3.12

#### サイレージ

牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、又は包装し、乳酸発酵させて調製する飼料

### 3.13

#### 転換期間中有機農産物

有機農産物のうち、**JAS 1605** の5.1.2 b)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物

### 3.14

#### 転換期間中有機飼料用農林産物

有機飼料用農林産物のうち、**JAS 1605 の 5.1.2 b)**に規定する転換期間中の場合は場において生産された飼料用農林産物

## 4 有機飼料の生産の原則

有機飼料は、原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産する。

## 5 生産の方法

### 5.1 原材料

次の a)～i)のもの以外のものが使用されていてはならない。

- a) 次のうち、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付されているもの（その飼料を製造し、又は加工する者によって生産され、法第 10 条又は第 30 条の規定によって格付されたもの又は同等国格付飼料にあってはこの限りでない。）
- 1) 有機農産物
  - 2) 有機加工食品（乳製品以外の畜産物を含むものを除く。以下同じ。）
  - 3) 有機乳
  - 4) 有機飼料（有機飼料の入手が困難な場合は、同等国格付飼料を含む。）
- b) 有機飼料用農林産物
- c) a)及びb)以外の農林畜産物（次のものを除く。）
- 1) 乳以外の畜産物
  - 2) 放射線照射が行われたもの
  - 3) 組換え DNA 技術を用いて生産されたもの
- d) 水産物（次のものを除く。）
- 1) 放射線照射が行われたもの
  - 2) 組換え DNA 技術を用いて生産されたもの
- e) a)2)以外の農畜水産物の加工品（次のものを除く。）
- 1) 乳以外の畜産物を含むもの
  - 2) 原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品
  - 3) 放射線照射が行われたもの
  - 4) 組換え DNA 技術を用いて生産されたもの
- f) 食塩
- g) 水
- h) 石灰石等及び化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの
- i) 飼料添加物（抗生物質及び組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの（当該飼料添加物の入手が困難な場合は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用してよい。）

### 5.2 原材料の使用割合

原材料 [5.1 f)～i)のものを除く。] の重量に占める 5.1 c)～e)のものの重量の割合が 5% 以下でなければならない。

### 5.3 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理

**5.3.1** 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、**5.1 i)**のものを使用する場合は、必要最小限度としなければならない。ただし、サイレージを生産する場合は、表 A.1 の調製用等資材に限り使用してよい。

**5.3.2** 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農林産物は、他の農林畜産物又はその加工品が混入しないように管理を行わなければならない。

**5.3.3** 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によらなければならない。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合は、表 B.1 の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用してよい。この場合は、原材料及び製品への混入を防止しなければならない。

**5.3.4** 放射線照射を行ってはならない。

**5.3.5 5.1、5.2 及び 5.3.1～5.3.4** に従い製造され、又は加工された飼料が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材によって汚染されないように管理を行わなければならない。

## 6 表示

**6.1** 有機飼料の名称の表示は、次の例のいずれかによる。**b)**又は**c)**の表示を行う場合は、“○○”には、当該飼料の一般的な名称を記載しなければならない。

- a)** “有機飼料”又は“オーガニック飼料”
- b)** “有機飼料○○”又は“○○(有機飼料)”
- c)** “オーガニック飼料○○”又は“○○(オーガニック飼料)”

**6.2** 転換期間中有機農産物若しくは転換期間中有機飼料用農林産物又はこれらを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、名称の表示されている箇所に近接した箇所に“転換期間中”と記載しなければならない。

**附属書 A**  
**(規定)**  
**調製用等資材**

箇条 5 に規定されている調製用等資材を表 A.1 に示す。

表 A.1—調製用等資材

調製用等資材 <sup>a)</sup>	基準
海塩	—
岩塩	—
酵母	—
酵素	—
ホエイ	—
砂糖製品	—
蜂蜜	—
乳酸菌	—
酢酸菌	—
ぎ(蟻)酸菌	—
プロピオン酸菌	—
天然の酸	乳酸菌、酢酸菌、ぎ(蟻)酸菌又はプロピオン酸菌から作られたものに限る。
注 <sup>a)</sup> 製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換え DNA 技術を用いて製造されていないものに限る。	

**附属書 B**  
**(規定)**  
**薬剤**

箇条 5 に規定されている薬剤を表 B.1 に示す。

**表 B.1—薬剤**

薬剤 <sup>a)</sup>	基準
除虫菊抽出物	共力剤としてビペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	—
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	—
二酸化炭素	—
カリウム石けん (鹼) [軟石けん (鹼)]	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
<b>注<sup>a)</sup> 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守しなければならない。</b>	

#### 制定等の履歴

制 定 平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号  
改 正 平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号  
改 正 平成 18 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1465 号  
改 正 平成 24 年 3 月 28 日農林水産省告示第 835 号  
改 正 平成 27 年 3 月 27 日農林水産省告示第 714 号  
改 正 平成 29 年 3 月 27 日農林水産省告示第 445 号  
改 正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 683 号  
改 正 令和 4 年 9 月 22 日農林水産省告示第 1473 号  
最終改正 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1281 号

#### 制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和 6 年 7 月 1 日農林水産省告示第 1281 号

令和 6 年 7 月 31 日から施行する。